

香川県立図書館協力貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県図書館協会資料の相互貸借要領第9条の規定に基づき、香川県内の図書館等への協力貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協力貸出とは、香川県立図書館（以下「県立図書館」という。）から、香川県内の市町立図書館等へ図書館資料（以下「資料」という。）を貸し出すことをいう。

(貸出を受けることができる図書館等)

第3条 協力貸出を受けることができる図書館等（以下「借受館」という。）は、次のとおりとする。

（1）市町立図書館又はこれに準ずる機関

（2）市町立図書館未設置の自治体においては、県立図書館長（以下「館長」という。）が適當と認める機関

第3条の2 県立図書館は、借受館に対し香川県立図書館市町図書館用サイト（以下「図書館用サイト」という。）を使用する利用者IDとパスワードを通知する。

2 借受館は、利用者IDとパスワードを責任を持って管理し、使用するものとする。

(貸出の手続)

第4条 借受館が資料の貸出しを受けようとするときは、その都度、資料貸出申込書（第1号様式）又は図書館用サイトにより、申し込むものとする。

(貸出資料の数)

第5条 貸出資料の数については、次のとおりとする。

（1）資料（AV資料を除く） 制限なし

（2）AV資料 10点以内

2 前項の規定にかかわらず、館長は、必要と認めるときは、資料の貸出資料の数について制限することができる。

(貸出期間)

第6条 資料の貸出期間は、22日以内とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるとときは、この限りでない。

(貸出資料の利用制限)

第7条 館長の指定した資料は、館内閲覧の方法により利用に供するものとする。

(返納の手続)

第8条 借受館が貸出しを受けた資料を県立図書館へ返納するときは、借受資料返納通知書（第2号様式）を添付するものとする。

(資料の送付及び回収)

第9条 県立図書館は、資料を原則として協力便で送付及び回収するものとする。

(貸出しの延長)

第10条 借受館は、貸出期間の延長を希望する資料が次の条件をすべて満たすときは、図書館用サイトにより、当該資料の貸出しを延長することができる。

(1) 返却期限が過ぎていないもの。

(2) 予約の申込みがないもの。

2 貸出しの延長は、借受中の同一資料について1回のみ行うことができる。この場合において、延長の期間は、手続を行った日から起算して22日間（延長期間の最後の日が休館日に当たるときは、当該休館日後の最初の開館日までの期間）とする。

(再貸出)

第11条 県立図書館は、借受館が既に借受中の資料について継続して貸出しを希望するときは、他に予約の申し込みがない場合に限り、再貸出を行うものとする。

2 前項の場合において、借受館は速やかに資料貸出申込書（第1号様式）を提出するものとする。

3 第7条において館長が指定した資料の再貸出は、一度に限るものとする。ただし、貸出しの延長を行った資料については、再貸出できないものとする。

(特例)

第12条 市町合併等による特別な措置は、館長が別に定める。

(準用)

第13条 香川県立図書館相互貸借規程（昭和59年4月1日施行）第5条第2項、同条第4項、第7条（第1号中の「AV資料」に係る部分を除く。）、第8条第2項、第10条及び第11条の規定は、協力貸出についてこれを準用する。

(AV資料の貸出)

第14条 貸出しを行うAV資料は、コンパクトディスク、カセットテープ、マルチメディアディジー及び音声ディジー（帶出区分が貸出可のものに限る。）とする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

2 香川県立図書館協力貸出再貸出について（平成16年4月1日実施）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

2 第10条の規定は、この要綱の施行の日以後に返却期限が到来する資料の貸出しから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月9日から施行する。